

盛岡広域振興局長告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成27年1月30日から同年2月27日まで関係書類を縦覧に供する。

平成27年1月30日

盛岡広域振興局長 杉原永康

土地改良区等名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
岩手山麓土地改良区（滝沢市）	岩手山麓	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	盛岡市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場及び岩手町役場